



残業前の休憩時間は必要？

定時の終業時刻の後、残業を始める前に15分や30分の休憩時間を設けている会社があります。

法律上、残業させるときは休憩を与えなければならないという決まりがあるのでしょうか？

60分与えればいい

労働基準法では、労働時間に応じて下表の時間の休憩を労働時間の途中に与えなければならないと定めているだけです。労働時間が8時間を超える場合は60分以上の休憩を与えるというのが最長で、労働時間が10時間になろうと12時間になろうと、それ以上休憩を与えなければならないという決まりはありません。

労働時間	休憩時間
6時間以内	不要
6時間超8時間以内	45分以上
8時間超	60分以上

ですから、昼休みなどですでに60分以上の休憩を与えているのであれば、残業前や残業途中に休憩を与える義務はないのです。

ただ、終業時刻の後、いったん休憩時間をはさんで区切ることによって、帰る人と残業する人を明確に分けたいといった事情や、続けて働くのは疲れるだろうし、夕食もとりたいたろうといった配慮から残業前や残業途中に休憩時間を設定している会社もあるようです。

昼休みが45分の場合？

一方、たとえば所定時間が7時間30分など8時間未満の職場で、昼休みを45分しか与えていないため、残業をする場合にはあと15分休憩を与えないと違法になってしまうというケースもあります。残業をすることで労働時間が8時間を超えてしまうからです。

昼休憩を1時間にして就業時間を15分遅くするなど、見直しを検討してもよいかもしれません。

残業前休憩は制度化すべき？

2～3時間残業をするつもりであれば、残業を始める前に先に軽く夕食をとるための休憩時間があるとありがたいですが、あと少しだけ仕事を片付けて早く帰りたいと思っている社員にとっては、残業前の休憩は邪魔に感じられるでしょう。

残業前の休憩を制度化することはできますが、早く仕事を終わらせて帰りたい社員は休憩をとらずに仕事をするかもしれません。会社側がそれを黙認していれば、その時間の賃金を支払う必要が出てきます。

なお、昨今、長時間労働の削減が求められています。2～3時間の残業など長時間労働を前提とした制度は改めていくべきなのでしょう。

労働ひとつ

従業員に違法な残業をさせたとして、大手クレジットカード会社と大手ディスカウントストアが昨年、東京簡易裁判所からそれぞれ罰金50万円の略式命令を受けていたことがわかりました。

両社は、従業員に36協定(2ページ参照)で定めた上限を超えて残業をさせていました。

労働基準法では、懲役や罰金が定められていますが、違反したからと

いったただちにこれらが適用されるわけではありません。違法な状態を是正するように指導があり、それでも是正する姿勢が見られないなど悪

違法な残業で罰金

質性が高い場合に検察庁に送検されることがあります。

ちなみに平成26年に労働基準監督署から違法な状態を指摘されたの

は約10万6,000事業所。そのうち検察庁に送検された件数は1,036件、懲役は2件、罰金は405件でした。

こうして見ると、罰金や懲役は非常に稀ではありますが、ゼロではないのです。冒頭の大手企業もまさか罰金刑まで下されることはないかと高をくくっていたのかもしれませんが。

罰金の額は企業にとっては大きな額ではありませんが、罰金まで支払われたと報道されることによって、企業は信用を失い大きなダメージを受けるのです。